

○ 保有個人情報該当性

【個情2条（旧行個（旧独個）2条）関係】

○	〔参考答申〕 答申17（行個）4 「本人に係る人権侵犯被害申告シート等の一部開示決定に関する件」 ・ 相談を実施した日や相談者への説明内容等の客観的な事実経過や既に相談者自身に告げた内容については、基本的には相談者の知り得るところであり、評価・意見に係る情報を除けば、7号柱書きの不開示情報には該当しないと判断したもの ・ 行政処理上の目的で記載された情報であっても、保有個人情報に該当すると判断したもの	整理番号10の答申参照
28	答申18（行個）21 「特定日付の相続開始に係る相続税の更正処分の対象となった未分割の相続財産が特定被相続人の財産であったことを裏付ける証拠書類の不開示決定に関する件」 ・ 税務調査において収集した被相続人の財産等に関する情報について、相続人を本人とする保有個人情報に該当すると認めたもの	2 開示請求権の有無について 諮問庁は、本件対象保有個人情報は一義的には既に死亡した特定被相続人に関する保有個人情報であり、本件調査関係書類の中に審査請求人の個人識別情報が記載されていないことから、当該保有個人情報は、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報には該当せず、審査請求人は当該保有個人情報に対する開示請求権を有しないと説明する。 よって、以下、本件対象保有個人情報に対する開示請求権の有無について検討する。 当審査会において、本件調査関係書類を見分したところ、諮問庁説明のとおり、当該書類の中に特定被相続人以外の氏名等の個人を識別することができる情報についても記載されているものの、審査請求人の氏名等の個人を識別することができる情報は記載されていないことが認められる。 法2条2項は、個人情報の範囲を生存する個人に関する情報に限定している。しかしながら、そもそも相続税に係る税務調査は、税務当局が相続人に課税処分を行うことを目的として被相続人の財産等について調査するものであり、調査対象となる未分割の相続財産は相続人全員の共有財産であると解されることから、当該税務調査において収集した被相続人の財産等に関する情報は、各相続人個人に関する情報にも該当すると言うべきである。 また、本件調査関係書類の中に審査請求人の氏名等の個人を識別す

		ることができる情報が記載されていなくても、処分庁が同人を相続税の更正処分の対象としていることから、同人が本件税務調査の対象となった財産の相続人の一人であることは明らかであり、これを否定すべき特段の事情がない限り、本件対象保有個人情報とは、同人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められる。 したがって、審査請求人は本件対象保有個人情報に対する開示請求権を有していると考えることが相当である。
29	答申１８（行個）２６ 「特定会社における労働基準法１５条違反事実についての本人からの特定労働基準監督署に対する申告に係る申告処理台帳中の本人あての労働条件通知書の不開示決定（不存在）に関する件」 氏名の記載のない労働条件通知書について、当該労働条件通知書が申告処理の過程で審査請求人あてのものとして作成されていることが明らかであることから、当該労働条件通知書を保有個人情報として特定し、開示決定等すべきとしたもの	２ 本件対象保有個人情報の不存在について 諮問庁の説明によると、被申告事業場から作成途中の労働条件通知書が提出されているが、当該労働条件通知書には交付対象となる労働者名が記入されておらず、審査請求人あてのものとは特定できないものであり、被申告事業場が労働契約の締結の際に使用する、いわゆる雛形であるとのことである。 しかしながら、上記第３の３（２）の説明を見ると、当該労働条件通知書が審査請求人あてのものとして作成されたことは明らかであることから、当該労働条件通知書が審査請求人あてのものとは特定できないものであるという諮問庁の説明は認められず、当該労働条件通知書に記載された情報は、審査請求人の個人情報に該当し、本件対象保有個人情報であると認められる。
30	答申１８（行個）３８ 「税務調査担当者が特定会社にある特定被相続人の専用金庫を訪れた年月日が分かる書類の不開示決定に関する件」 相続財産に関する国税調査官の調査行動記録について、相続人を本人とする保有個人情報に該当しないと判断したもの	２ 開示請求権の有無について 以下、本件対象保有個人情報に対する開示請求権の有無について検討する。 相続人である審査請求人の個人識別情報が記載されていなくても、そもそも相続税に係る税務調査は、税務当局が相続人に課税処分を行うことを目的として被相続人の財産等について調査するものであり、調査対象となる未分割の相続財産は相続人全員の共有財産であると解されることから、当該税務調査において収集した被相続人の財産等に関する情報は、各相続人個人に関する情報にも該当すると言ふべきである（平成１８年度（行個）答申第２１号参照）。 しかしながら、本件における「税務調査担当者が被相続人の専用金庫を訪れた年月日が分かる書類」に関する情報は、国税調査官の調査行動記録についての情報であり、被相続人の相続財産との関係において、相続人を本人とする保有個人情報に該当する情報とは認められない。 したがって、審査請求人は当該情報に対する法に基づく開示請求権を有しているとは言ふことはできない。
31	答申１９（行個）１１８ 「特定個人に係る明治５年式戸籍の不開示決定（保有個	２ 保有個人情報該当性について 行政機関個人情報保護法による開示請求の対象となる保有個人情報については、同法２条３項により、「行政機関の職員が職務上作成

	人情報非該当) に関する件」 ・ 明治5年式戸籍は、法務局においてその業務に用いる文書として保有しているものとは言えず、情報公開法2条2項に規定する行政文書には当たらないから、同戸籍に記録されている保有個人情報、行政機関個人情報保護法2条3項に規定する保有個人情報には該当しないとしたもの	し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」と定義されている。そして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）2条2項に規定する行政文書は、同項に「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」と定義されている。 本件対象保有個人情報が記録されている明治5年式戸籍については、既に法的な廃棄手続が採られ、戸籍本来の公証機能やその役割を喪失していることが認められるものの、京都地方法務局は、遠い将来における歴史的資料となり得る可能性があることから、上記通達に従い、これを保管しているのであるから、同戸籍の保管自体が、同通達に基づく同法務局の業務として行われているものであることは否定できない。しかしながら、同戸籍は、同法務局の職員を含め、何人も、その記載された情報に接することができないよう、厳重な包装封印の下に保管されているものであること、既に30年以上の間にわたり、戸籍事務その他の同法務局の業務のために利用された事実がないばかりか、およそ何人の利用にも供された事実がないこと、さらに、今後も、同戸籍が同法務局の業務に必要な文書として利用される可能性は全くない上、近い将来においてこれを開封開示し他の利用に供することは想定されず、引き続き何人の目にも触れないよう厳密封保管をすべき状況にあることが認められる。 以上のような本件対象保有個人情報が記録されている明治5年式戸籍及びその保管状況等の特殊性を考慮すれば、同戸籍は、同法務局においてその業務に用いる文書として保有しているものとは言えず、情報公開法2条2項の規定する「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有している」文書には当たらないものと認められるから、同戸籍に記録されている本件対象保有個人情報は、行政機関個人情報保護法2条3項に規定する保有個人情報に該当しないものと認められる。
32	答申20（行個）109 「本人が被災した特定発電所工事に係る特定会社に対する是正勧告書の一部開示決定に関する件」 ・ 氏名の記載のない是正勧告書の情報について、同じファイルに綴られた別の文書と照合することにより審査請求人を識別することができるとして、保有個人情報に該当すると判	2 保有個人情報該当性について （2）是正勧告書2 是正勧告書2の一部には、労働災害により休業者が発生したことが分かる記載があると認められる。そこで、当審査会において事務局職員を通じ諮問庁に確認したところ、当該記載については、是正勧告書2がつづられた一連の書類の中の別の文書と照合すれば、当該休業者が審査請求人であると識別できるとのことであった。このため、是正勧告書2は、当該記載の内容から、審査請求人が受けた労働災害に関する文書であると認められる。 ただし、是正勧告書2の「是正確認」欄は、認印の押印欄及び確認方式欄から構成され、是正の確認者が誰であるかについての情報及び再監督、実地調査、書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなってお

	断したもの	り、これらは専ら監督指導の業務処理上必要な情報であると認められる。 したがって、是正勧告書2のうち、「是正確認」欄に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないが、その余の部分は、当該文書がつづられた一連の書類の中の別の文書と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められるので、全体として審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。
33	答申20（行個）154 「非課税貯蓄申告書及びそれに係る非課税貯蓄廃止申告書を基に入力・作成された非課税貯蓄限度額ファイルの不開示決定（不存在）に関する件」 非課税貯蓄限度額ファイルに記載された保有個人情報について、金融機関の所在地の税務署においては、情報の入力や調査等のために同ファイルの一部を利用しているに過ぎないことから、これを保有していないとして不開示を妥当としたもの	2 本件対象保有個人情報の保有の有無について (1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報の保有の有無について次のとおり説明する。 国税当局においては、現在、非課税貯蓄限度額管理システムにより、障害者等から金融機関を通じて金融機関の所在地の所轄税務署に提出された非課税貯蓄申告書等に記載された限度額等に基づき少額貯蓄非課税制度の管理を実施している。 法11条1項に規定されている個人情報ファイル簿に掲載している非課税貯蓄限度額管理ファイルは、国税当局における非課税貯蓄限度額管理事務の性質上、各税務署において非課税貯蓄限度額管理システムを通じて利用に供されているものであることを踏まえ、開示請求者の利便を考慮する観点から、開示請求者の住所地の所轄税務署において開示請求を受け付けることとしており、その旨を公表している。 所沢税務署は、開示請求先として公表している税務署ではないことから不存在を理由とする不開示決定を行ったものである。 (2) 当審査会の事務局職員をして、非課税貯蓄限度額管理システムによる非課税貯蓄限度額ファイルの利用実態について諮問庁に確認させたところ、貯蓄者の住所地の所轄税務署においては、納税者管理の観点から、非課税貯蓄限度額ファイルについて申告者の住所、氏名及び生年月日による住民登録の有無等の確認を行っている。一方、金融機関の所在地の税務署においては、金融機関から提出を受けた非課税貯蓄申告書に記載された情報の入力や申告に係る調査等のために当該ファイルの一部を利用しているにすぎないとのことであった。 (3) 上記(1)及び(2)の実態を併せ考えれば、審査請求人の住所地を所轄する税務署ではない所沢税務署において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。
34	答申20（行個）156 「本人に係る災害事故につき特定労働基準監督署が作成した災害調査復命書の一部開示決定に関する件」 各行政文書の保有個人情報該当性について、文書の記載内容のほか、当該文書の作成目的等も考慮して	2 保有個人情報該当性 諮問庁は、本件復命書のうち、文書52及び文書67を除く各文書の全部又は一部について、審査請求人に係る保有個人情報に該当しないとしている。 そこで、これらの文書に記載された情報につき、当該情報の内容のほか、各文書の作成又は取得の目的等を考慮した上で、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて、文書ごとに検討する。 (3) 写真（文書2）、敷地及び建屋平面図（文書3） 当該文書の記載内容を確認したところ、いずれの文書にも、審査

	判断した例	請求人の氏名等の記載は認められず、また、写真の一部を除き、労働災害の被災者が発生したことが分かる記載も認められない。 しかしながら、当該文書の作成又は取得の目的等について、文書1の記載内容等を踏まえて検討すると、これらの文書は、本件災害の詳細を説明することを目的として作成された文書であると認められる。そこで、当該文書の作成目的等を考慮すると、当該文書に記載された情報は、他の情報と照合することにより、本件災害を受けた審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。 したがって、当該文書に記載された情報は、文書ごとにそれぞれ全体として、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。 (4) 特定会社従業員からの説明メモ（文書57、文書78）、試料分析結果報告（文書85）、塩素濃度測定に係る報告（文書87）、風速測定結果報告（文書88） 当該文書の記載内容を確認したところ、いずれの文書にも、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別できる記載は認められず、専ら本件災害の関係事業場の就業環境等に係る調査結果のみが記載されている。 しかしながら、当該文書の作成又は取得の目的等について、文書1の記載内容等を踏まえて検討すると、これらの文書は、本件災害の原因究明を目的として、労働基準監督署又は関係事業場において特別に調査した上で、作成又は提出された文書であると認められる。そこで、当該文書の作成又は取得の目的等を考慮すると、当該文書に記載された情報は、他の情報と照合することにより、本件災害を受けた審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。 したがって、当該文書に記載された情報は、文書ごとにそれぞれ全体として、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。 (8) その他事業場から提出を受けた資料（文書6、文書7、文書9、文書48から文書51まで、文書53から文書56まで、文書59から文書65まで、文書69、文書71から文書77まで、文書80から文書84まで、文書91、文書92） 当該文書の記載内容を確認したところ、いずれの文書にも、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別できる記載は認められず、専ら事業場における事業運営、安全管理の実態等が記載されている。 また、当該文書の作成又は取得の目的等について、文書1の記載内容等を踏まえて検討すると、これらの文書は、本件災害の関係事業場における日常の事業運営、安全管理等の実態の確認のため、事業場が通常から保有する文書の提出を受けて資料として添付したものであると認められる。 そうすると、当該文書の記載内容に加え、その作成又は取得の目的等を考慮しても、当該文書に記載された情報が、他の情報と照合することにより本件災害を受けた審査請求人を識別すること
--	-------	---

		ができることとなる情報であるとは認められない。 したがって、当該文書に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。
35	答申 21 (行個) 69, 70 (69号)「本人が特定会社の労働者派遣法違反について行った申告の処理経過等の一部開示決定に関する件」 (70号)「本人が横浜公共職業安定所に行った申告の処理経過等の一部開示決定に関する件」 労働者派遣法違反に係る特定会社に対する指導監督記録、是正指導書等について、審査請求人の苦情相談の処理結果として当然に作成されるものではないとして、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとしたもの	2 保有個人情報該当性について 当審査会において見分したところ、別紙1の㊹の文書に記載された情報は、特定会社に対する東京労働局の指導監督記録及び是正指導書、東京労働局に対する特定会社からの是正報告書並びにそれらの文書の施行について伺った東京労働局の決裁文書に記載された情報であり、同㊺の文書に記載された情報は、特定会社に対する横浜公共職業安定所の指導監督記録及び是正指導書に記載された情報であることが認められる。 当該情報には、東京労働局及び横浜公共職業安定所の職員の氏名等及び特定会社の社員の氏名等以外の特定の個人を識別することができる情報は記載されておらず、専ら、特定会社に対する指導監督及び是正指導並びに特定会社からの是正報告の内容等が記載されたものであると認められる。そして、当該情報には、特定会社に対する指導監督及び是正指導並びに特定会社からの是正報告が、単一の特定申告に起因するものである旨の記載がどこにも認められない。 このことについて、上記第3の2(1)イの諮問庁説明によれば、労働者派遣事業に係る指導監督については、苦情相談を契機として実施することもあるものの、当該苦情相談に係る違法性のみ調査するものではなく、当該事業所の他の法違反についても調査し必要な指導を行うものであり、別紙1の㊹の文書及び同㊺の文書に記載された情報は、審査請求人本人の苦情相談の処理結果として作成される情報ではないとのことであり、当該説明に特段不自然、不合理な点は認められない。 したがって、本件において、別紙1の㊹の文書及び同㊺の文書に記載された情報は、特定申告を行った審査請求人を識別することができる情報と言うことができず、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。
36	答申 21 (行個) 76 「横浜北労働基準監督署が本人の配偶者に対する労災保険給付に関し業務上と認定した実地調査復命書の不開示決定(保有個人情報非該当)に関する件」 死亡した被災労働者の遺族が、当該労働者の労働災害に起因する労災給付請求権を有していることが明確である場合には、当該被災労働者の情報は遺族本人の保有個人情報でもあった例	2 保有個人情報該当性について 諮問庁は、本件対象保有個人情報は、被災労働者が生前に行った労災保険給付請求に関する個人情報であり、当該請求には審査請求人は全く関与していないことから、被災労働者に関する個人情報が遺族である審査請求人の個人情報とは認められないので、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない旨説明する。 当審査会において、本件復命書の提示を受けてこれを確認したところ、本件復命書には、被災労働者を請求人とする労災保険給付の請求について、その支給の可否等を判断するために、被災労働者の傷病が業務上の事由によるものであるか否かの判断結果やその根拠等が記載されており、審査請求人の氏名等、審査請求人本人を識別できる情報は記載されていない。 しかしながら、上記のような本件復命書の記載内容は、被災労働者の労災保険給付の請求権の行使にかかわる情報であると認められるところ、当該請求権が被災労働者の死亡により特定の者に相続されたことが明らかである場合には、当該相続人の労災保険給付の請求権の

		行使にかかわる情報にも該当すると解される。 そこで、当審査会において事務局職員を通じ諮問庁に確認したところ、被災労働者は、本件復命書において、その傷病が業務上の事由によるものと判断されたため、休業補償給付の支給決定を受け、さらに、被災労働者の死亡後、審査請求人が、被災労働者の遺族として、労働者災害補償保険法１１条１項の規定に基づき、休業補償給付のうち未支給のものを請求し、支給決定を受けたとのことである。 上記の確認結果を踏まえると、審査請求人は、被災労働者の労災保険給付の一部を自己の名で請求し、支給を受けていると認められることから、被災労働者の労災保険給付の請求権は、その一部が審査請求人に相続されたことが明らかなと認められる。 したがって、本件復命書に記載された情報は、被災労働者に関する情報であると同時に、相続人である審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められるので、審査請求人は、本件対象保有個人情報に対する開示請求権を有すると認められる。
37	答申２１（独個）３１ 「特定個人に係るカルテ一式の不開示決定に関する件」 本件対象保有個人情報に記載された情報は、被災生徒に関する情報であると同時に、異議申立人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められるので、その全部を異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定は、取り消すべきとしたもの	２ 保有個人情報該当性 当審査会において、当該災害共済給付の申請手続に係る資料の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報は当該災害共済給付の申請手続に係る資料の一部を構成している文書であると認められる。そして、同資料は、異議申立人等を受給者とする当該生徒に関する災害共済給付金の手続書類である。 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報である本件カルテは、死亡した当該生徒に係るものであるが、異議申立人はその父親であり、異議申立人に関する情報が、複数枚にわたり随所に記載されていることが認められる。 したがって、本件対象保有個人情報に記載された情報は、被災生徒に関する情報であると同時に、異議申立人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められるので、異議申立人は、本件対象保有個人情報に対する開示請求権を有すると認められる。
38	答申２２（行個）６ 「本人が浜松労働基準監督署に特定会社の法違反を申告したことにより作成された申告処理台帳等の一部開示決定に関する件」 各行政文書の保有個人情報該当性について、文書の記載内容のほか、当該文書の作成目的等も考慮して判断した例（申告監督の例） [参考答申] 答申２１（行個）８５（災害	２ 保有個人情報該当性について （略） 当審査会において見分したところ、当該部分に記載された情報は、審査請求人の申告に基づく特定会社への臨検監督等の復命事項及び臨検監督等を実施した際に特定会社が浜松労働基準監督署に提出した資料であるが、いずれの部分にも、審査請求人を識別することができる情報は記載されていない。 しかし、監督復命書の監督種別欄には、特定会社に対する本件監督が申告に起因するものである旨の記載が、同参考事項・意見欄の１行目には、本件監督の起因となった申告は、審査請求人からの申告である旨の記載が、それぞれ認められる。 また、当審査会事務局職員に確認させたところによれば、本件監督の起因となった申告は、当該申告以外にはないとのことである。 これらを踏まえれば、諮問庁が保有個人情報に該当しないと主張する部分は、その作成及び取得の目的等を考慮すると、申告処理台帳に記載された情報など他の本件対象保有個人情報と照合することによ

	時監督の例) 答申 2 1 (行個) 9 0 (労災認定の例)	って、申告を行った審査請求人を識別することができることとなるものと認められ、当該部分に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。
39	答申 2 3 (行個) 2 8 「本人が申請を取り次いだ 在留資格変更許可申請に際 して提出した書類等の一部 開示決定に関する件」 ・ 在留資格変更許可申請に 際して申請取次人として 提出した書類等について、 申請取次人を本人とする 保有個人情報には該当し ないとしたもの	3 保有個人情報該当性の判断の適否について (原処分 2) (1) 原処分 2 に係る文書は、別紙 2 に掲げる文書 2-1 ないし文書 2-20 から構成されており、処分庁は、これらの文書には、審査請求人を本人とする個人情報が含まれないとして、全部不開示としていることから、以下、文書 2-1 ないし文書 2-20 について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するかどうかについて検討する。 (2) 諮問庁は、文書 2-1 ないし文書 2-20 を本件対象保有個人情報に特定しなかったことについて、審査請求人は申請取次者として特定の外国人の在留資格変更許可申請を取り次いだにすぎないものであり、同申請に際して提出された書類及び同申請に関して東京入国管理局が作成した書類は、当該特定外国人の保有個人情報であるから、審査請求人の保有個人情報としなかったと説明する。 (3) 諮問庁の上記説明について検討する。 ア 本件開示請求者である審査請求人は、行政書士として特定外国人の在留資格変更許可申請を特定外国人に代わって手続を行った申請取次者である。 外国人が在留資格変更申請をするときは、地方入国管理局に出頭しなければならないが (出入国管理及び難民認定法施行規則 20 条 1 項)、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要せず、一定の者が当該外国人に代わって手続を行うとされ (同規則 19 条 3 項及び 20 条 4 項)、これを「申請取次」といい、当該外国人に代わって手続を行う者が「申請取次者」とされている。 審査請求人が、特定日に申請取次者として本件に係る在留資格変更申請を行ったことは文書 1-2 から確認できるので、以下、審査請求人が申請取次者であることを踏まえて、別紙 2 に掲げる文書に記載された情報の保有個人情報該当性を検討する。 イ 原処分 2 で審査請求人の保有個人情報とせず全部不開示とした文書 2-1 ないし文書 2-20 のうち、いずれが、①審査請求人が特定日に東京入国管理局において申請取次者として申請を取り次いだ在留資格変更許可申請に際して提出した書類及び②同申請に際して東京入国管理局が作成した書類に当たるかについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書 2-1 ないし文書 2-4 については、東京入国管理局が作成したものであり、文書 2-5 ないし文書 2-20 については、審査請求人が在留資格変更許可申請書に添付したものであるとのことであった。 ウ そのため、まず、東京入国管理局が作成した文書 2-1 ないし文書 2-4 についての保有個人情報該当性を検討する。 (ア) 文書 2-1 及び文書 2-2 には、審査請求人の氏名は記載されていないものの、文書 2-1 には、申請取次者番号及び申請番号、文書 2-2 には、申請番号が記載されていることからす

		ると、これらにより審査請求人を識別することが可能であるため、これらの文書に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。 また、文書２－２の記載内容には、「別紙の申出書を提出して下さい。」との記載があるものの、当該別紙が添付されていないことから、当審査会事務局職員をして諮問庁に当該別紙の有無を確認させたところ、別紙の様式に従って作成された申出書（文書２１）が存在しているとのことであった。そのため、当審査会において、諮問庁から文書２１の提示を受けて、その内容を確認したところ、文書２１は、審査請求人が東京入国管理局長に提出した申請内容変更申出書であり、審査請求人の氏名が記載されていることから、これに記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。 したがって、別紙３に掲げる文書に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報であると認められることから、本件開示請求の対象として改めて開示決定等をすべきである。 （イ）しかし、文書２－３及び文書２－４については、審査請求人の氏名は記載されておらず、その他に審査請求人を識別できる部分も見受けられない。 そこで、当該文書の取得目的等について、他の申請資料・書類の内容を踏まえて検討すると、当該文書は、在留資格変更許可申請の対象となった特定外国人に係る在留資格該当性を確認するため、東京入国管理局が特定外国人の勤務先に関する情報について特定会社に照会して授受した文書であると認められる。 そうすると、審査請求人は、特定外国人の申請取次者にすぎないのであるから、当該文書の記載内容に加え、その作成又は取得の目的等を考慮しても、当該文書に記載された情報が、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。 したがって、諮問庁が、文書２－３及び文書２－４に記録された保有個人情報を開示請求の対象として特定しなかったことは妥当である。 エ 次に、文書２－５ないし文書２－２０についての保有個人情報該当性を検討する。 文書２－５ないし文書２－２０には、それ自体に審査請求人の氏名は記載されておらず、その他に審査請求人を識別できる部分も見受けられない。 そして、当該文書に記録された情報内容は、専ら、特定外国人の履歴、学歴、就業状況等に関わるものであり、また、この内容から見ても、当該文書は、特定外国人に係る在留資格変更の可否を判断するための資料として提出させ、取得したことが明らかである。 そうすると、審査請求人は、特定外国人の申請取次者にすぎないのであるから、たとえ、当該文書が審査請求人を通じて提出
--	--	---

		されたものであっても、それだけでは、上記のような内容であり、上記のとおりで取得された当該文書に記載された情報が、申請取次者である審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。 したがって、諮問庁が、文書２－５ないし文書２－２０に記載された保有個人情報を開示請求の対象として特定しなかったことは妥当である。
23-37	答申２３（行個）１３１ 「特定個人の就職活動に係る文書の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」 亡き父の就職活動に関する書類について、諮問庁は保有個人情報非該当とするが、保有個人情報該当性を判断するためには文書を確認する必要があるが、提示を求めたところ不存在であると認められることから、不存在による不開示を認めた例	２ 本件対象保有個人情報の保有個人情報該当性について （１）諮問庁は、亡き父の公共職業安定所における就職活動の有無が直ちに、審査請求人の利害に関わるとは言い難く、審査請求人が亡き父の就職活動に関与していたとも考えられないことから、亡き父に関する個人情報が遺族である審査請求人の保有個人情報となるとは認められないと説明する。 （２）通常、個人の就職活動に関する文書に、その子の保有個人情報が記載されている可能性は少ないとは考えられるが、審査請求人は、第三者の不法行為によって父が死亡し、審査請求人を含む相続人が損害賠償請求権を取得したが、父の就労の蓋然性を確立することで、審査請求人を含む相続人全員の利益になると主張していることから、保有個人情報該当性を判断するためには、該当する文書の記載内容を確認する必要があるため、当審査会の事務局職員をして、諮問庁に対し、審査請求人の亡き父の就職活動に関する文書の提示を求めたところ、以下のアないしウのとおり説明であった。 ア 一般的には、個人の就職活動に関する文書としては、求職申込書及び求職者の紹介を受けた事業者から公共職業安定所に送付される「採否結果通知」が該当する。 これらの文書の保存年限は、一般職業紹介業務取扱要領において、「求職申込書」については、同書受理後１年、「採否結果通知」についても、受理後１年とされている。 イ また、公共職業安定所において求職者から求職申込みを受けた場合、そのデータを「総合的雇用情報システム」（当該システムは、昭和６３年から運用が開始され、どこの公共職業安定所においても全国の求人・求職情報を閲覧することが可能）に入力し、過去の全ての求職情報を当該システム上で保管している。 このデータの保存期間は、一般職業紹介業務取扱要領において、当該求職が無効となった日の属する月の翌月から１年間となっており、求職活動中に求職が無効になることはないことから、当該保存期間は、上記アの保存期間の後に満了することとなる。 ウ 上記ア及びイの文書及びデータの探索については、本件開示請求に当たり、高松公共職業安定所職業相談部門において、当該システムを確認したが、開示請求時点において審査請求人の亡き父の就職活動に係るデータは存在しなかった。 また、求職申込書及び採否結果通知については、上記イのデータが存在していないことから、上記イ後段のとおり、仮に当該文書が過去に存在していたとしても、保存期間からして保存していないことは明らかであると判断されたため、探索していない。 （３）上記（２）の本件対象保有個人情報の探索方法等が特段不十分で

		あるとは認められず、諮問庁の説明に、特段、不自然、不合理な点があるとも認められないことから、本件対象保有個人情報、不存在であると認められる。 (4) したがって、上記(3)のとおり、本件対象保有個人情報は、不存在であると認められるので、保有個人情報該当性について判断するまでもない。
23-38	答申23(行個)179 「本人が勤務する特定会社の労働者が横浜北労働基準監督署に申告した事案に係る文書の一部開示決定に関する件」 ・ 諮問庁が不開示情報該当性を説明している部分について、保有個人情報非該当を認めた例	2 保有個人情報該当性について(略) (1) 文書1 文書1は、労働基準監督署の担当官が作成した文書である。 ア 1頁ないし3頁には、審査請求人本人に関する情報は含まれておらず、また、審査請求人を識別することができる情報も含まれていないと認められる。さらに、諮問庁が新たに開示するとする4頁の処理経過欄の32行目ないし5頁の1行目及び12行目の記載から、本件申告は、審査請求人以外の個人の申告として取り扱われたものと認められる。 したがって、1頁ないし3頁は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。 イ 文書1の4頁及び5頁の不開示部分について、諮問庁は、法14条5号及び7号イに該当すると説明する。 しかし、当該部分に記載された情報は、上記アと同様の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。
23-39	答申23(独個)15 「特定個人が在学中に使用していた学部内メールのコピーの開示決定(保有個人情報非該当)に関する件」 ・ 異議申立人の子が在学中に利用した学部内メールに係る情報について、異議申立人の氏名その他の個人識別情報は記録されておらず、また、子に係る商取引や債権債務等被相続人の財産に密接に関連する情報についても認めることはできなかったことから、異議申立人を本人とする保有個人情報該当性を否定した例	1 本件対象保有個人情報について (1) 本件開示請求の対象にある「学部内メール」とは、北海道大学が、学部学生等に教育の実施、支援等を目的として利用を認めた北海道大学情報基盤センターが提供する教育情報システム(以下「システム」という。)上の電子メール機能をいう。 異議申立人の子であるAは、同大学在学中、個人用のメールアドレスを付与され、学部内メールの利用を行っており、本件開示請求の時点で、システムに保存された学部内メールの受発信に係る情報は、Aに係る保有個人情報に該当すると認められる。 (2) 異議申立人は、Aが在学中に利用した学部内メールに係る情報は、法定相続人たる異議申立人を「本人とする保有個人情報」として、処分庁に対し開示請求を行ったものである。 (略) 2 異議申立人を本人とする保有個人情報該当性について (1) 異議申立人は、Aが生前、ネット銀行との取引等や、部費等の金銭のやりとりの連絡方法として、学部内メールを利用していた可能性があるとし、当該メールの内容は、異議申立人を相続人とする被相続人の財産に係る逸失利益の額、事故加害者の過失内容等異議申立人に密接に関連するとして、異議申立人を本人とする個人情報に該当するとの立場から、本件対象保有個人情報の中に、異議申立人を本人とする保有個人情報が含まれると主張する。 (2) しかしながら、本件対象保有個人情報を見分したところ、A以外の個人情報について散見されるものの、異議申立人の氏名その他の

		個人識別情報は記録されておらず、異議申立人を本人とする保有個人情報と認めることはできなかった。 また、本件対象保有個人情報には、Aに係る商取引や債権債務等被相続人の財産に密接に関連する情報についても認めることはできなかった。 (3) 上記のとおり、本件対象保有個人情報については、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、異議申立人は、本件対象保有個人情報に対する開示請求権を有していると言うことはできない。
24-38	答申 2 4 (行個) 2 3 「特定会社に係る税務調査における本人の行動等に関する文書の一部開示決定に関する件」 ・ 特定会社に対する税務調査に関する情報のうち、同調査の中で審査請求人自身が答弁した内容や対応した事実に関する情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると判断した例	2 本件対象外部分の保有個人情報該当性について 本件文書のうち、文書 2 及び文書 3 の一部については、本件開示請求の対象外とされていることから、以下、当該部分(本件対象外部分)の保有個人情報該当性について検討する。 (1) 文書 2 の本件開示請求の対象外とされた部分(以下「文書 2 対象外部分」という。)について 文書 2 を見分したところ、当該文書はいずれも「借用書」と題する 4 枚の文書で、それぞれ岐阜南税務署の特定職員が本件税務調査において特定会社の書類を借用する際に、借用した書類の品名や数量などを記載してそれらの書類の借用の事実を証するために当該職員が署名などした部分(以下「借用事実記載部分」という。)と、当該書類を返却する際に、前記品名及び数量に相当する書類を返戻した事実を証するため受領者に署名させるなどした部分(以下「返戻事績記載部分」という。)から成り立つものと認められる。 このうち、各借用書の借用事実記載部分についてみると、いずれの借用書においても、書類を借り入れる際の宛先として、特定法人の名称及び役職とともに審査請求人の氏名が記載されている。 また、各借用書の返戻事績記載部分についてみてみると、2 枚の借用書については、受領者として審査請求人の氏名が記載されているが、その余の 2 枚については、受領者として第三者の氏名が記載されている。 そこで、文書 2 対象外部分について、以下、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かを検討する。 ア 法人に対する税務調査に関する情報については、一般に当該法人固有の情報であると解されているが、本件税務調査においては、審査請求人自身が特定法人の税務処理に関する答弁や調査の立会いなどを行っていることからすると、当該税務調査に関する情報については、この全てが特定法人固有の情報であると言うことはできず、審査請求人自身が答弁した内容や対応した事実に関する情報など、審査請求人と密接に関係のある情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報にも当たると言うべきである。 イ 各借用書の借用事実記載部分には、当該各借用書に記載された書類を借り入れる際の宛先として、特定会社の法人名が記載されている。この宛先の記載には、審査請求人の氏名も含まれており、当該記載は、法人の代表者の表示であるとともに、審査請求人の情報であるとも言える。

		しかも、審査請求人は、本件税務調査に密接に関わっていることからすれば、文書2対象外部分のうち借用事実記載部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報であると言うべきである。 しかしながら、文書2対象外部分のうち、返戻実績記載部分の第三者の氏名及び当該第三者が記載したと解される当該書類の返戻日の情報（以下、併せて「第三者情報部分」という。）については、もっぱら第三者が対応した事実に関する情報であることから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。 したがって、文書2対象外部分のうち、上記の第三者情報部分を除くその余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 (2) 文書3の本件開示請求の対象外とされた部分について 文書3を見分したところ、当該文書は、文書3-1ないし文書3-5から構成される文書であり、当該各文書の一部について、本件開示請求の対象外（以下、文書3-1の対象外部分を「文書3-1対象外部分」、文書3-2の対象外部分を「文書3-2対象外部分」、文書3-3の対象外部分を「文書3-3対象外部分」、文書3-4の対象外部分を「文書3-4対象外部分」及び文書3-5の対象外部分を「文書3-5対象外部分」という。）とされていることが認められる。 ア 文書3-1対象外部分 文書3-1は、本件税務調査の着手から終了に至る一連の経過が記載されている「実地調査関係共通調書」と題された定型の文書である。 文書3-1のうち文書3-1対象外部分は、文書の表題、記載する項目及び審査請求人の役職の記載を除く部分である。 (ア) 当該対象外部分のうち、「調査対象者」欄、「調査着手」欄、「現況調査」欄及び「借用書類」欄の部分については、上記(1)アと同様の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報であると言うべきである。 したがって、当該部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、これを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 (イ) その余の部分は、本件税務調査における一連の経過が記載されている部分であり、当該税務調査の対象である特定法人固有の情報であると認められることから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。 イ 文書3-2対象外部分 文書3-2は、本件税務調査における現況（現物確認）調査等の実施状況が記載されている「現況（現物確認）調査等記録書」と題された定型の文書である。 文書3-2のうち文書3-2対象外部分は、当該文書の表題、記載する項目の一部並びに審査請求人の役職及び氏名の記載を除く部分である。
--	--	--

		(ア) 現況（現物確認）調査について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、調査日現在における事業の実態を把握する必要がある事案等において、帳簿書類や申告の内容等の真実性について照合検討を行うことをいい、任意調査として行うものであるとのことである。 (イ) そこで検討すると、文書３－２対象外部分は、本件税務調査において実施した現況（現物確認）調査に係る情報であり、かつ、他の開示部分から審査請求人が当該現況（現物確認）調査に立ち会っていることが明らかであることを踏まえると、上記（１）アと同様の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報であると言ふべきである。 したがって、当該部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、これを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 ウ 文書３－３対象外部分 文書３－３は、本件税務調査の調査経過等が記載されている「調査経過等記録書」と題された定型の文書７枚から成る文書である。 文書３－３のうち文書３－３対象外部分は、当該税務調査の調査項目、検討内容及び調査経過等について記載されている部分である。 (ア) 文書３－３対象外部分のうち、文書３－３の１枚目及び２枚目の対象外部分 当該対象外部分は、当該文書の表題、記載する項目及び国税当局が審査請求人に対して特定法人の税務申告の内容について聴取したことや審査請求人の氏名等が記載されている部分を除く部分である。 当該部分は、本件税務調査における調査項目について、その検討内容等が詳細に記載されている情報であり、当該税務調査の対象である特定法人固有の情報であると認められることから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。 (イ) 文書３－３対象外部分のうち、文書３－３の３枚目の対象外部分 当該対象外部分は、当該文書の表題、記載する項目及び国税当局が審査請求人に対して特定法人の税務申告の内容について聴取したことが記載されている部分を除く部分である。 文書３－３の３枚目は、国税当局が審査請求人に対して質問し審査請求人が答弁したことを質問てん末書（文書１）に取りまとめたことについて記載されていることを踏まえると、当該対象外部分は、上記（１）アと同様の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報であると言ふべきである。 したがって、当該部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、これを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。
--	--	---

		(ウ) 文書 3－3 対象外部分のうち、文書 3－3 の 4 枚目の対象外部分 当該対象外部分は、本件税務調査における調査項目等について記載されている部分である。 A 当該部分のうち、「検討内容・調査経過等」欄及び「指示事項」欄の部分については、本件税務調査における調査項目について、その検討内容が詳細に記載されている情報であり、当該税務調査の対象である特定法人固有の情報であると認められることから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。 B その余の部分は、「検討内容・調査経過等」欄に記載されている情報のうち本件対象保有情報とされている情報や、審査請求人が本件税務調査に立ち会っていたことを踏まえると、上記（１）アと同様の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報であると言えるべきである。 したがって、当該部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、これを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 (エ) 文書 3－3 対象外部分のうち、文書 3－3 の 5 枚目及び 6 枚目の対象外部分 当該対象外部分は、本件税務調査の過程で収集した情報や当該情報について検討した内容等が記載されるべき部分であり、当該税務調査の対象である特定法人固有の情報であると認められることから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。 (オ) 文書 3－3 対象外部分のうち、文書 3－3 の 7 枚目の対象外部分 当該対象外部分は、国税当局が審査請求人に対して、特定法人の概況を聴取したことなどについて記載されている部分である。 A 当該部分のうち、「検討内容・調査経過等」欄の部分については、特定法人の概況について、国税当局が検討した内容について詳細に記載されており、本件税務調査の対象である特定法人固有の情報であると認められることから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。 B その余の部分は、審査請求人本人が特定法人の概況について聴取を受けたことを踏まえると、上記（１）アと同様の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報であると言えるべきである。 したがって、当該部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、これを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 エ 文書 3－4 対象外部分 文書 3－4 は、本件税務調査に係る源泉所得税に関する調査の
--	--	--

		調査経過等が記録されている「調査経過等記録書（源泉所得税関係）」と題された定型の文書である。 文書３－４のうち文書３－４対象外部分は、当該文書の表題、記載する項目の一部及び源泉所得税について審査請求人に聴取した内容について記載されている部分を除く部分である。 当該部分のうち、「調査項目」欄、「場所」欄、「調査担当者」欄、「応答者」欄及び「２調査経過」欄の本件対象保有個人情報として特定した部分より下の枠内部分については、審査請求人本人が聴取を受けたものであることを踏まえると、上記（１）アと同様の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報であると言ふべきである。 したがって、当該部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、これを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 オ 文書３－５対象外部分 文書３－５は、文書の上段に「項目」及び「ページ」と表示されている定型の文書４枚から成る文書である。 (ア) 文書３－５対象外部分のうち、文書３－５の１枚目の対象外部分 当該対象外部分は、審査請求人の氏名と思われる印鑑の印影のある枠内の全ての部分である。そこで、当該印影について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件税務調査の過程で把握した印鑑の印影であるとのことである。 当該印影については、審査請求人を推測させる氏名の印影であり、審査請求人を識別できる情報に該当しないとする事情も認められない。 したがって、当該部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 (イ) 文書３－５対象外部分のうち、文書３－５の２枚目の対象外部分 当該対象外部分は、文書３－５の２枚目の枠内のうち、既に開示されている審査請求人の氏名等が記載されている部分を除く部分である。 当該部分は、審査請求人が本件税務調査に立ち会っていたこと、また、同一枠内の審査請求人の氏名等が既に開示されていることを踏まえると、上記（１）アと同様の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報であると言ふべきである。 したがって、当該部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、これを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 (ウ) 文書３－５対象外部分のうち、文書３－５の３枚目の対象外部分
--	--	--

		当該対象外部分は、文書３－５の３枚目の枠内のうち、既に開示されている審査請求人の名刺と思われる名刺が貼付されている部分を除く部分である。 A 当該対象外部分のうち、審査請求人の名刺と思われる名刺が貼付された部分より下の枠内部分については、第三者の名刺が貼付されている部分であることから第三者に関する情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。 B その余の部分は、審査請求人が本件税務調査に立ち会っていたこと、また、同一枠内の審査請求人の名刺と思われる名刺が既に開示されていることを踏まえると、上記（１）アと同様の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報であると言ふべきである。 したがって、当該部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、これを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 (エ) 文書３－５対象外部分のうち、文書３－５の４枚目の対象外部分 当該対象外部分は、文書３－５の４枚目の枠内のうち、審査請求人の氏名等が記載された部分を除く部分である。 当該部分については、第三者の氏名等が記載されている部分であることから第三者に関する情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。
24-39	答申２４（行個）１４７ 「本人が提出した特定被相続人に係る相続税申告書の添付書類の一部開示決定に関する件」 審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とされた寄附に関する書類に記載された情報について、審査請求人を含む全ての相続人に共通の情報であるとして、保有個人情報該当性を認めた例	２ 保有個人情報該当性について 当審査会において、本件文書を見分したところ、寄附に関する書類は、審査請求人以外の相続人である特定個人に対して特定法人から交付されたものであり、文書９の一部であることが認められる。 (１) 審査請求人は、特定の公益法人などへの寄附について規定している租税特別措置法７０条１項の適用を受けるとのことで遺産分割協議書に署名捺印したが、法定相続分の課税がなされたため、寄附に関する書類について確認する必要があると主張していることから、同項に規定する相続税の非課税等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。 租税特別措置法７０条１項は、相続や遺贈によって取得した財産を国や地方公共団体又は公益を目的とする事業を行う法人などに贈与した場合は、その贈与をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入しないと規定している。 したがって、相続税の申告において、寄附をした相続財産については、被相続人に係る相続財産の合計には含まれず、そして、当該寄附に係る相続財産を取得した相続人の取得財産の価額にも含まれない。 (２) 上記（１）の諮問庁の説明を踏まえると、寄附をした相続財産の価額は、被相続人に係る相続財産の合計額を算出するのに不可欠な情報であり、全ての相続人に共通の情報であって、審査請求人以外の相続人固有の個人情報である等の事情は認められないことから、

		寄附に関する書類に記載された情報は、相続人の一人である審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当する。 したがって、寄附に関する書類に記載された情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、これを対象として、改めて開示決定等すべきである。
24-40	答申 2 4（行個） 1 6 7 「特定被相続人に係る相続税の申告書の一部開示決定に関する件」 ・ 相続税の申告書及びその添付書類等につき、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とされた部分のうち、審査請求人を含む全ての相続人に共通の情報について、保有個人情報該当性を認めた例	2 本件対象外維持部分の保有個人情報該当性について 本件文書を見分したところ、諮問庁がなお本件請求保有個人情報の対象外としている情報は別紙 5 に掲げる部分であることから、以下、当該部分の保有個人情報該当性について検討する。 (1) 別紙 5 の 1（1）に掲げる部分 当該各部分は、特定の番号を記載する部分であると解されるので、当該各部分に記載される番号について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、国税当局は、相続税の申告書が提出された場合、被相続人に対して番号を付番し、当該申告書の管理等を行っているとのことである。 当審査会において、当該各部分を見分したところ、第 1 表の当該部分には、特定番号の記載が認められるが、第 1 5 表の当該部分には、その記載が認められない。 ア そこで検討すると、第 1 表に記載された番号は、国税当局が申告書の管理等のために被相続人に対して付番した番号であり、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、本件文書の他の部分に記載されている情報と照合することによっても、審査請求人を識別することができることとなる情報とは認められない。 したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当せず、審査請求人が被相続人の相続人であることは、この判断を左右するものではない。 イ しかしながら、第 1 5 表の当該部分は、特定の番号が記載されておらず、「各人の合計」欄の一部で同表の様式そのものであるから、審査請求人も含めた相続人共通の情報とすることができる。 したがって、当該部分については、新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 (2) 別紙 5 の 1（2）に掲げる部分 当該部分は、相続税の申告書の第 1 表及び第 1 表（続）に記載された審査請求人以外の各相続人に係る情報であり、当該各相続人の氏名とともに、同人に係る課税価格の計算及び納付税額の計算等が記載されていることが認められる。 当該部分の記載には、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、本件文書の他の部分に記載されている情報と照合することによっても、審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。 したがって、当該部分については、審査請求人以外の各相続人に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

		(3) 別紙5の1 (3) に掲げる部分 当該部分は、相続税の申告書の第15表及び第15表(続)に記載された審査請求人以外の各相続人に係る情報であり、当該各相続人の氏名とともに、同人が相続した相続財産の種類別の価額等が記載されていることが認められる。 当該部分については、上記(2)と同様の理由により、審査請求人以外の各相続人に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。 (4) 別紙5の2に掲げる部分 当該部分は、特定被相続人に係る相続税の申告について、審査請求人以外の各相続人がそれぞれ特定税理士を代理人と定めた税務代理権限証書に記載された情報であることが認められる。 当該部分については、上記(2)と同様の理由により、審査請求人以外の各相続人に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。 (5) 別紙5の3に掲げる部分 当該部分は、「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」と題された書面(文書3)に記載された情報であることが認められ、具体的には、当該書面の「依頼者」欄に、審査請求人以外の相続人の氏名等が記載されているほか、特定税理士が特定被相続人に係る相続税の申告書の作成に関し、確認等した内容が詳細に記載されていることが認められる。 ア そこで、「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。 当該書面は、税理士又は税理士法人が国税通則法16条1項1号に掲げる申告納税方式等による租税の課税標準等の申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令(税理士法施行規則)で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができることとされている添付書面である(税理士法第33条の2第1項)。 そして、税務職員は、当該書面が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し税理士法30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならないとされている(税理士法第35条)。 このように当該制度は、税理士が自ら作成した申告書について、計算事項等を記載した書面の添付及び事前通知前の意見陳述を通じて、税務の専門家の立場からどのように申告書が調製されたかを明らかにすることにより、正確な申告書の作成及び提出に資するというを目的としているものであり、税務の専門家である税理士に与えられた権利の一つである。 イ 上記アの諮問庁の説明及び文書3の見分結果を踏まえて検討するに、文書3は、特定税理士が特定被相続人に係る相続税の申
--	--	--

		告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項が記載されており、その内容は審査請求人以外の相続人の相続財産にとどまらず、相続財産全体に係る計算、整理及び相談事項に及んでいることから、文書3の「依頼者」欄に審査請求人以外の相続人の氏名等が記載されていることをもって、当該相続人の固有の情報であると認めることはできない。 したがって、当該部分は、特定被相続人に係る相続税の申告書を共同して提出した審査請求人も含めた相続人共通の情報と認められることから、当該部分については、新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 (6) 別紙5の4に掲げる部分 当該部分は、審査請求人以外の各相続人に係る戸籍謄本及び住民票の写しであることが認められる。 ア そこで、相続税の申告書に各相続人の戸籍謄本及び住民票の写しを添付することについて、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。 (ア) 相続税法27条1項に基づき相続税の申告書を提出しなければならない者は、同条4項において、「前三項の規定により申告書を提出する場合には、(中略) 各人ごとの明細書その他財務省令で定める事項を記載した明細書その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。」と規定しており、そして、同法の委任を受けた同法施行規則(昭和25年3月31日大蔵省令第17号)16条3項1号では、「相続の開始の日から十日を経過した日以後に作成された戸籍の謄本で被相続人のすべての相続人を明らかにするもの」と規定していることから、戸籍謄本は、被相続人の全ての相続人を明らかにするために添付することになっている。 (イ) 住民票の写しについては、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租税特別措置法69条の4)の適用を受ける場合において、小規模宅地等の種類が特定居住用宅地等のときに添付しなければならないとされている。(租税特別措置法施行規則23条の2) イ 上記アの諮問庁の説明を踏まえ、以下検討する (ア) 相続税の申告書に添付する各相続人の戸籍謄本は、被相続人に係る全ての相続人を明らかにするために添付するものであることからすると、各相続人が提出した戸籍謄本は、各相続人共通の情報と言うことができる。 したがって、別紙5の4に掲げる部分のうち、審査請求人以外の各相続人に係る戸籍謄本については、新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 (イ) 相続税の申告書に添付する相続人の住民票の写しは、特例居住用宅地等を対象として小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受ける場合、当該特例居住用宅地等を相続した相続人が提出しなければならないとされている。
--	--	---

		特定被相続人に係る相続税の申告書（文書１）を見分したところ、本件相続は上記特例の適用を受ける場合に該当しないことから、当該相続税の申告書に添付された各相続人に係る住民票の写しは、各相続人が個々の判断で任意に提出したものにならず、相続税の課税価格の計算に何ら影響を及ぼすものではないと認められる。 したがって、別紙５の４に掲げる部分のうち、審査請求人以外の各相続人に係る住民票の写しについては、上記（２）と同様の理由により、審査請求人以外の各相続人に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。 （７）別紙５の５及び１０に掲げる部分 当該各部分は、審査請求人以外の相続人が相続した土地について、租税特別措置法７０条の６第１項に規定する農地等の納税猶予を受けるために作成された文書に記載された当該相続人に係る情報であることが認められ、当該相続人の氏名とともに、当該相続人が相続した土地について、同項に規定する農地等の納税猶予を受けるための各種情報が記載されていることが認められる。 当該各部分については、上記（２）と同様の理由により、審査請求人以外の各相続人に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。 （８）別紙５の６に掲げる部分 当該各部分は、文書１３の一部であり、特定被相続人に係る相続財産のうち、土地・家屋に関する情報が記載されていることが認められる。 ア ９枚目ないし１１枚目 別紙５の６に掲げる部分のうち、９枚目ないし１１枚目は、審査請求人以外の特定の相続人が相続した土地について、租税特別措置法７０条の６第１項に規定する農地等の納税猶予を受けるために作成された書類に記載された審査請求人以外の特定の相続人に係る情報であることが認められる。 当該部分については、上記（２）と同様の理由により、審査請求人以外の相続人に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。 イ その他の部分 別紙５の６に掲げる部分のうち、上記アを除く部分は、特定被相続人に係る相続財産の土地の一部について、特定被相続人が生前に賃貸することを約した土地賃貸借契約書等であることが認められる。 （ア）そこで、相続税の申告書に被相続人が生前に賃貸することを約した土地賃貸借契約書を添付することについて、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。 例えば、相続税がかかる相続財産である土地が貸宅地である場合、その宅地の自用地としての価額に貸宅地割合を乗じて計算した金額によって評価する旨財産評価基本通達において定めていることから、このことを証するため任意に土地賃貸借契
--	--	--

		約書を添付する場合があるが、本件における土地賃貸借契約書等は、このような趣旨から特定被相続人に係る相続税の申告書に添付されたものと考えられる。 (イ) 上記(ア)の諮問庁の説明を踏まえて検討するに、特定被相続人が生前に賃貸することを約した土地賃貸借契約書の対象となっている土地については、貸宅地として一定の貸宅地割合を乗じた価額をもって、特定被相続人の相続税の申告における課税価格の一部を構成していることが認められる。そうすると、当該各契約書等に記載された情報は、当該相続税申告における合計税額を計算するために必要な情報であると認められる。 したがって、当該各部分は、特定被相続人に係る相続税の申告書を共同して提出した審査請求人も含めた各相続人共通の情報と認められることから、当該各部分については、新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 (9) 別紙5の7に掲げる部分 当該各部分は、特定の個人名義となっている預貯金等に関する情報であり、そのほとんどが特定被相続人名義となっている預貯金等に係る情報であることが認められる。 ア 「入出金検討表」と題された文書 当該文書は、特定被相続人等の預貯金に係る特定の「出金」及び「入金」について、日付け順に相続開始前日まで一覧にしたものであり、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、本件文書の他の部分に記載されている情報と照合することによっても、審査請求人を識別することができることとなる情報とは認められない。 したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当せず、審査請求人が被相続人の相続人であることは、この判断を左右するものではない。 イ その他の部分 別紙5の7に掲げる部分のうち、上記アを除く部分は、特定被相続人名義の預貯金の通帳に記載された情報であり、相続開始日現在前後に係る部分であることが認められる。 当該部分には、相続開始日現在における残高の各欄と異なり、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、本件文書の他の部分に記載されている情報と照合することによっても、審査請求人を識別することができることとなる情報とは認められない。 したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当せず、審査請求人が被相続人の相続人であることは、この判断を左右するものではない。 (10) 別紙5の8に掲げる部分 当該部分は、特定被相続人が特定の受贈者に対し贈与を行った内容等に関する情報であり、当該贈与の一部（以下「課税価格に加算した旨の記載のある部分」という。）について、特定被相続人に係
--	--	---

		る相続税の申告における課税価格に加算したと解される記載が認められる。 そこで、被相続人が生前に贈与した資産を被相続人に係る相続税の申告における課税価格に加算することについて、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。 相続税法19条において、相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前三年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなすとされている（なお、相続税の課税価格に加算する必要のない贈与財産もある。）。 そして、課税価格に加算した旨の記載のある部分に記載された金額については、文書1の第1表の「各人の合計」欄の⑤「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額」欄に記載されている金額である。 ア 課税価格に加算した旨の記載のある部分並びに表題及び様式部分 上記の諮問庁の説明を踏まえると、別紙5の8に掲げる部分のうち、課税価格に加算した旨の記載のある部分に記載された金額は、特定被相続人に係る相続税の申告における合計税額を計算するために必要な情報であると認められる。 したがって、当該部分は、特定被相続人に係る相続税の申告書を共同して提出した審査請求人も含めた各相続人共通の情報と認められることから、当該部分については、新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示決定等すべきである。 イ その他部分 別紙5の8に掲げる部分のうち、上記アを除く部分は、特定被相続人に係る相続税の申告における合計税額を計算するために必要な情報とは性格を異にするものであり、特定被相続人から生前に贈与を受けた特定の受贈者に係る保有個人情報であると認められる。 当該部分には、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、本件文書の他の部分に記載されている情報と照合することによっても、審査請求人を識別することができることとなる情報とは認められない。 したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当せず、審査請求人が被相続人の相続人であることは、この判断を左右するものではない。 (11) 別紙5の9に掲げる部分 当該部分は、特定被相続人が生前に申告した所得税の確定申告書の控えであり、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、本件文書の他の部分に記載されている情報と照合することによっても、審査請求人を識別することができることとなる情報とは認められない。 したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報
--	--	--

		には該当せず、審査請求人が被相続人の相続人であることは、この判断を左右するものではない。
25-42	答申 2 5（行個） 2 7 「本人が行った行政措置の要求に係る関連文書等の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」 職員が作成した備忘メモについて、作成経緯等から、専ら職員の職務遂行の便宜のために作成されたものであって、組織的に共有されたことはないことから、行政文書に該当しないため、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとした例	2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について（略） （3）諮問庁が説明する上記（2）アないしオの行政措置要求がなされた際の審査の手順等を踏まえ、本件対象保有個人情報の外、本件請求保有個人情報の保有の有無を検討する。 （略） ウ 次に、本件備忘メモの行政文書該当性について検討する。 （略） （オ）上記（ア）ないし（エ）を踏まえて検討するに、個人的に作成した備忘的な記録（メモ）であったとしても、その作成目的や利用状況などから組織共用性が認められるものについては、行政文書に該当すると解されるところ、本件備忘メモは、本件行政措置要求を受理するための審査を行った経緯等の事実関係が詳細に記載されている上、他人にも容易に理解できる記載になっており、その体裁・内容は、行政文書である報告文書と比べても遜色のないものとなっている。 しかしながら、本件備忘メモは、法令の規定や管理監督者からの指示に基づき作成されたものではなく、本件行政措置要求が却下されてから約2年経過した本件審査請求の時点において、初めて、その存在を組織として把握したものであるから、当該行政措置要求を受理するための審査に際して、当該メモが組織的に利用されたとは認められない。また、当該メモは、本件担当職員が使用しているパソコンのデスクトップ上のフォルダに保存されていることからすると、当該職員以外の職員が当該メモを閲覧できる状態にはないものと認められる。 そうすると、本件備忘メモについては、専ら本件担当職員の職務遂行の便宜のために作成されたものであって、人事院において組織的に共用されたことはないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、他にこれを覆すに足る事情もない。 以上のことから、本件備忘メモについては、情報公開法2条2項の行政文書に該当するとは認められないことから、当該メモに記載された情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。 なお、諮問庁は、行政措置要求が受理されず却下された場合には、その経過を記録することは求められていないと説明するが、国家公務員の公平審査制度の一つである行政措置要求という制度の重要性に照らしてみると、行政措置要求書の交付を受け付けた後に、申請者の資格、法令で定める要件について実質的な審査が行われており、却下によって要求した行政措置が行われないことが正式に確定することからすれば、そうした処理過程の透明性及び公平な審査を確保する見地からも、今後、行政措置要求を受理するか否かを審査した経緯を記録として残すことも検討すべきである。
25-43	答申 2 5（独個） 1 4	2 本件対象保有個人情報を不開示としたことについて

	「診療記録の不開示決定（不存在）に関する件」 死亡した父親の診療記録に記載された父親に係る保有個人情報の開示請求に対して、不存在による不開示決定が行われているが、当該情報は開示請求者に係る保有個人情報ではないことを理由として不開示決定をすべきであったとする例	(略) (3) ところで、本件開示請求に係る開示請求書の記載並びに異議申立書及び意見書の記載をみると、異議申立人の求めている情報は、あくまでも異議申立人の父親の診療記録そのものであり、当該診療記録を、法12条1項に定める「自己を本人とする保有個人情報」に該当するものとして開示請求していると認められる。 そこで、当審査会において、諮問庁から、異議申立人の父親に係る退院サマリーの提示を受け、その記載を確認したところ、異議申立人の父親に係る入院から退院までの経過、治療内容等が要約して記載されているが、異議申立人の氏名や異議申立人のことを指していることが明らかな内容の記載は認められない。また、異議申立人の父親に関する個人情報が同時に異議申立人の個人情報と認められる場合に該当するとすべき特段の事情も認められない。 そうであれば、本件開示請求は、本人に係る保有個人情報の開示を求めるものではないのであるから、本来、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないことを理由として不開示とすべきものであったと認められる。
26-37	答申26（行個）71 「本人が行った審査請求について法務省が保有する文書の一部開示決定に関する件」 情報公開法に基づく開示請求をした者が、当該開示請求の対象として特定された行政文書（いわゆるインカメラ文書）に記録された情報について、自己を本人とする保有個人情報であるとして、個人情報保護法に基づく開示を求めた場合、当該情報は、当該開示請求者個人を識別することができる情報を含むか否かにかかわらず、開示請求者の保有個人情報には当たらないと解するのが相当とした例	2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について (略) (3) 以下、調査審議の経過に沿って、当該手続に関する文書の存否について検討する。 (略) エ 本件対象文書の見分及び審議 (略) (イ) 開示の実施に係る文書（いわゆるインカメラ文書） 情報公開法は、何人でも行政文書の開示を請求することができる（同法3条）ことから、開示請求者の個性は、開示の可否の判断においてのみならず、開示請求の対象となる行政文書の特定においても考慮されないこととなる。その結果として、同法に基づく開示請求の対象として特定された行政文書は、開示請求者との連関性が否定されなければならない。したがって、情報公開法に基づく開示請求をした者が、当該開示請求の対象として特定された行政文書に記録された情報について、同情報が行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報であるとして、個人情報保護法に基づく開示を求めた場合、当該情報は、当該開示請求者個人を識別することができる情報を含むか否かにかかわらず、開示請求者の保有個人情報には当たらないと解するのが相当である。
26-38	答申26（行個）92 「本人の身柄の取扱いについて米国政府に対して送付した文書等の一部開示決定に関する件」	2 本件対象外部分の保有個人情報該当性について (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象外部分については、特定在外公館と異議申立人及びその代理人とのやり取りの内容等であり、外務省から米国政府に対する送付文書や口頭申入れの内容は記載されていないことから、本件請求保有個人情報には該当しないと判断し、対象外としたとのことであった。

	「特定期間に本人の特定刑務所に投獄中に本人の身柄の取扱いについて米国政府（裁判所書記官、刑務所管理者を含む。）に対して送付した全ての文書及び口頭申入れの内容」という開示請求に対し、原処分の対象外とされた特定在外公館と異議申立人及びその代理人とのやり取りの内容等は、本件請求保有個人情報に係る外務省から米国政府に対する口頭申入れ等の前提となるものであることから、特定文書の全体が異議申立人を本人とする保有個人情報に該当すると認められると判断した例	(2) 諮問庁から本件対象外部分の提示を受けて確認したところ、その記載内容は、諮問庁の上記（1）の説明のとおりであるが、特定在外公館と異議申立人及びその代理人とのやり取りの内容等は、本件請求保有個人情報に係る外務省から米国政府に対する口頭申入れ等の前提となるものであることから、その全体が異議申立人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。 したがって、本件対象外部分は、本件請求保有個人情報に該当すると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。
26-39	答申 2 6（独個） 5 5 「本人の子と特定学生及び指導教官との電子メールの送受信結果の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」 異議申立人の死亡した子が死亡する直前期にやり取りした電子メールで指導教官が保有するものについて、異議申立人本人の保有個人情報として開示を求められたが、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、異議申立人は本件対象保有個人情報の開示請求権を有していないとした例	2 異議申立人を本人とする保有個人情報該当性について（略） (2) 本件対象保有個人情報は、当時特定学生の指導教官であって、Xとの関係について相談を受けていた特定教員が、特定学生から送信された電子メールをプリントアウトして保管していた文書に記録されたXの保有個人情報である。 本件対象保有個人情報を見分したところ、特定日Bから特定日Aまでの間におけるXの言動やXが特定学生に宛てた電子メールの引用又は転送と思われる記述が含まれていることが認められる。 しかし、これらの記述の内容はいずれも、Xの特定学生に対する心情等専らX個人のプライバシーに関わる情報であって、異議申立人の氏名その他異議申立人を識別することができる情報は記録されておらず、異議申立人の相続した財産等に係る情報についても認めることはできなかった。 また、異議申立人は、Xの死亡前に同人に特定医薬品を投薬した特定医師らに対して損害賠償請求権を有しているなどと主張するが、本件対象保有個人情報は、その内容からみて、同請求権の存否に密接に関連する情報であるとは認め難い。 したがって、死者であるXの個人情報である本件対象保有個人情報が同時に異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、異議申立人は本件対象保有個人情報の開示請求権を有していないから、不開示としたことは、妥当である。
27-33	答申 2 7（行個） 7 0 「特定被相続人に係る相続税の申告に関し特定税理士	3 フロッピーディスクに「最初に保存された年月日」の保有個人情報該当性について 審査請求人は、文書 4 のフロッピーディスクに「最初に保存され

が特定税務署に提出した文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」 ・ フロッピーディスクに保存されていた本件電磁的記録のプロパティ情報は、当該電磁的記録の取得経緯や利用目的等に鑑みると、組織として利用等を行う必要性も認められないから、法2条3項の保有個人情報に該当しないとした例	た年月日」の開示を求めているところ、電磁的記録（エクセルファイル）の保存年月日はプロパティ情報として保存されていることから、以下、電磁的記録のプロパティ情報の保有個人情報該当性について検討する。 （1）保有個人情報について 法2条3項において「保有個人情報」とは、①行政機関の職員が職務上作成し、又は取得したこと、②当該行政機関の職員が組織的に用いるものであること、③当該行政機関が保有しているものであること、④行政機関の保有する情報の公開に関する法律2条2項に規定する行政文書に記録されているものであることとされている。ここで「組織的に用いる」とは、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、作成・取得され、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当である。そして、行政文書に記録された保有個人情報が、どのような状態にあれば組織的に用いるものであるかについては、（i）当該保有個人情報が記録された行政文書の作成又は取得の状況、（ii）当該保有個人情報が記録された行政文書の利用の状況、（iii）当該保有個人情報が記録された行政文書の保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。 （2）電磁的記録の作成年月日について ア 文書4のプロパティ情報の①作成又は取得の状況、②利用の状況、③保存又は廃棄の状況等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。 （ア）国税庁、各国税局及び各税務署における行政文書の管理や取扱い、国税庁行政文書管理規則（平成23年4月1日付け国税庁訓令第1号）及び同細則（同日付官総7－8事務運営指針）（以下、併せて「管理規則等」という。）に基づいて行われるところ、当該管理規則等において、一般的なプロパティ情報の管理等に関する規定は存在しない。 なお、平成23年4月1日より前は、上記行政文書の管理等は、国税庁の行政文書の取扱いに関する訓令（平成12年5月24日付け国税庁訓令1号）に基づいて行われていたが、現在は廃止されており、現行の管理規則等に引き継がれている。 （イ）各国税局及び各税務署では、納税者に対する税務調査を実施しているところ、調査先等から取得した電磁的記録についてその作成年月日が課税関係の事実を証明する重要な証拠となる場合などには、取得した電磁的記録のプロパティ情報も証拠の一部として現状のまま厳格に管理・保存したり、プロパティ情報を紙に出力したものを証拠物として管理・保存する場合がある。 しかし、文書4の電磁的記録（エクセルファイル）は、審査請求人等に対する相続税調査において取得したものとして特定税務署において管理・保存がされているものの、その取得目的は、上記2（2）イのとおり、調査担当者が審査請求人等の相続税額の算定に当たり疎明資料を作成するためであるから、そのプロパティ情報は、当該相続税調査における課税関係の事
---	---

		実を証明する重要な証拠となるものではなく、当該相続税調査に関しては、組織として当該プロパティ情報を業務上必要なものとして作成、利用又は管理をしていない。 (ウ) したがって、本件のプロパティ情報は、法2条3項に規定する「行政文書」に記録された「保有個人情報」に該当しない。 イ 諮問庁から管理規則等の提出を受け、当審査会において確認したところ、電磁的記録に係るプロパティ情報の作成、利用又は管理に関する規定は存在せず、また、上記2(2)イの文書4の取得経緯や利用目的等に鑑みると、そのプロパティ情報を組織として利用等を行う必要性も認められないから、これを組織として作成、利用又は管理をしていないとする上記ア(ア)及び(イ)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。 ウ したがって、「文書4のフロッピーディスクに「最初に保存された年月日」は、法2条3項の保有個人情報に該当しないと認められる。
28-26	答申28(行個)65 「本人が共同提出した意見書に係る特定工事の事業認定に係る特定日の社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録の一部開示決定に関する件」 社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録のうち、本件事業の事業認定の妥当性をめぐる個々の委員等による意見表明等に係る記載について、当該意見表明が異議申立人から同分科会に提出された意見書の内容を踏まえて行われたものであったとしても、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないとした例	2 保有個人情報該当性について (略) (3) 以上を踏まえ、以下、本件不開示部分の保有個人情報該当性について検討する。 ア まず、本件不開示部分のうち、本件議事録の12頁30行目から13頁3行目まで及び同頁17行目8文字目から18行目までを除いた部分(以下「本件不開示部分1」という。)は、単に、本件事業の事業認定の妥当性をめぐる個々の委員等による意見の表明等の内容が記載された部分であると認められる。 本件不開示部分の意見の表明等は、飽くまで本件事業の事業認定の妥当性をめぐる行われたものであるから、本件意見書の内容を踏まえて行われたものであったとしても、当該意見の表明等の内容が法12条1号に規定する自己(異議申立人)を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。 したがって、原処分において、本件不開示部分1は法14条7号柱書きに該当するとして不開示としたことは、結論において妥当である。 イ 他方、本件不開示部分のうち、本件議事録の12頁30行目から13頁3行目まで及び同頁17行目8文字目から18行目までの部分(以下「本件不開示部分2」という。)は、意見書の提出者に係る属性に具体的に言及する部分であると認められる。 この点に言及した趣旨について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、提出された意見書の内容から推認された限りの情報ではあるが、本件不開示部分2は、異議申立人の属性に係る内容として言及されたものであるとのことであった。 そうすると、本件不開示部分2は、本件事業の事業認定の妥当性をめぐる個々の委員等による意見の表明等に係る部分であると同時に、法12条1号に規定する自己(異議申立人)を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。
28-27	答申28(行個)195	2 本件対象保有個人情報等について

	「ハローワークシステムにおける本人に係る求職管理情報等に関する特定期間のアクセスログの開示決定（不存在）に関する件」 平成26年特定期間のアクセスログ（ハローワークシステムにおいて自動的に記録される使用履歴記録）の開示請求に対し、情報公開法2条2項の電磁的記録とは、通常、の設備、技術等により、その情報内容を一般人の知覚で認識できる形で提示できるものに限られると解するのが相当であり、膨大な文字記録の羅列で意味の判別や検索は困難であると諮問庁が説明する本件アクセスログは、同項に規定する行政文書に該当しないことから、本件アクセスログに記録された情報は、法2条3項に規定する保有個人情報とは認められないとした例	(略) (2) 上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ、以下検討する。 諮問庁は、上記(1)ウにおいて、仮に本件対象保有個人情報に係るログがハローワークシステムにおける保存期間内であったとしても、「いずれのログも、システムに保存されているそのままの状態では膨大な文字記録の羅列となっており、記録されている情報が何を意味するのか判別すること又は特定の情報がどこにあるのかを検索することは困難である。また、アクセスログから行政職員が特定の個人に係るアクセスログを検索するための機能は、システムに実装されていないため、そうした必要がある場合には、システム運用事業者に依頼し、必要な情報を抽出するなどの作業を行うこととなる。」と説明する。 法における保有個人情報とは、法2条3項により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）2条2項に規定する行政文書に記録されているものに限るとされている。そして、情報公開法2条2項は、「行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」と規定しているが、同法は、通常、の設備や技術ではその情報内容を直接認識することができないような方式で作成される電磁的記録についてまで、その実質的な情報内容の開示のためにあらゆる措置を講ずべき義務を行政機関に課しているとは解し難い。このような観点からすれば、情報公開法2条2項の電磁的記録とは、それを保有する行政機関において、通常、の設備、技術等により、その情報内容を一般人の知覚により認識できる形で提示することが可能なものに限られると解するのが相当である。 したがって、諮問庁が説明する内容である本件アクセスログは、情報公開法2条2項に規定する行政文書に該当しないことから、本件アクセスログに記録された情報は、法2条3項に規定する保有個人情報とは認められない。
30-42	答申30（行個）119 「本人に関する内容が記載された引継書の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」 労災補償業務実施要領に基づき、特定労働基準監督署の職員が職務上作成したものであると認められる引継書及び規程等に基づいて作成されていないものの、電子データの形で保存し、その内	2 本件対象保有個人情報の保有個人情報該当性について (略) (4) 上記(1)ないし(3)を踏まえ、以下、検討する。 ア 引継書1は、要領に基づき、特定労働基準監督署の職員Aが職務上作成したものであると認められ、本来であれば、その写しを千葉労働局へ提出することとされているものであることから、千葉労働局へ引継書1が提出されておらず、職員Bが引継書1を個人的に保存していたとしても、組織的に共有されるべきものであったと解するのが相当である。したがって、引継書1は、行政機関情報公開法2条2項の行政文書に該当すると認められる。 また、当審査会において、諮問庁から引継書1の提示を受け確認したところ、当該文書には、審査請求人に関する情報が記録されていることが確認できることから、引継書1は文書1に該当し、当該文書に記録された保有個人情報は、法2条5項に規定す

	容を更新する形で代々の課長間において引継ぎを行うことが慣行となっていた実態が認められる引継書について、組織的に共用されていたと解するのが相当であるとして、行政文書に該当すると認められるとした例	る保有個人情報に該当すると認められる。 したがって、本件対象保有個人情報１につき、改めて開示決定等をすべきである。 イ 引継書２については、千葉労働局において、課長の人事異動に伴い引継書を作成しなければならない旨の規程等は定められていないことから、規程等に基づいて作成されたものではないものと認められる。 しかしながら、作成の根拠が規程等に定められていないことは、必ずしも当該文書が行政文書に該当しないことの根拠となるものではなく、当該文書が行政文書に該当するか否かは、その作成・取得、利用、保存・廃棄の実態を総合的に勘案して判断する必要がある。そして、当該課長の引継書を電子データの形で保存し、その内容を更新する形で代々の課長間において引継ぎを行うことが慣行となっていた実態を踏まえると、当該引継書は、組織的に共用されていたと解するのが相当である。したがって、引継書２は、前任者（Ｃ課長）個人の判断で便宜的に作成されるものであり、保存・廃棄についても後任者（Ｄ課長）の判断に委ねられていることから、引継書２が行政文書に該当しない旨の諮問庁の説明は認めることができず、引継書２は、行政機関情報公開法２条２項の行政文書に該当すると認められる。 その上で、当審査会において、諮問庁から引継書２の提示を受け確認したところ、当該文書には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は確認できず、法１２条１項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報が記載されているとは認められない。 したがって、引継書２は、文書２に該当するとは認められず、千葉労働局において本件対象保有個人情報２を保有しているとは認められない。
30-43	答申３０（行個）１９０ 「特定国道工事に關し特定法人が所有する土地を評価した文書の一部開示決定に關する件」 審査請求人が代表者である法人の土地に係る情報の開示請求につき、特定された文書には、当該法人の名称は記述されているものの、審査請求人を識別することができる情報は一切記述されていないことから、当該文書は審査請求人を本人とする保有個人情報には該当	２ 本件不開示部分を不開示とすることの妥当性について（略） （２）ところで、本件開示請求書には、開示を請求する保有個人情報として「当社が所有する特定地区特定地番（本件事業地）が本件工事の道路区域とされたが、その買収単価がどの様にして算定評価されたかに関する一切の資料。」と記載されているところ、「当社」との記載部分が手書きにより括弧書きされ、当該部分に「私」という文言が追記されていることが認められる。 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件開示請求の経緯等について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。 処分庁は、本件開示請求書に、上記のとおり、「当社が所有する」と記載されていたことから、審査請求人（開示請求者）に対し、法１２条１項の規定に基づく保有個人情報の開示請求として法人情報の開示請求をされても、受け付けできないことを伝えたところ、審査請求人が本件開示請求書の「当社」を「私」に修正したことから、処分庁は、本件開示請求を受け付け、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。文書１ないし文

	しないと判断した例	書3は、本件事業地の買収価格を算定するための土地評価資料等であるが、本件事業地の所有者は特定会社Aであり、審査請求人は特定会社Aの代表取締役である。 (3) そこで、改めて本件対象保有個人情報を見分したところ、文書1ないし文書3は、本件事業地の土地評価資料等であり、本件事業地の所有者である特定会社Aの名称は記述されているものの、審査請求人の氏名等、審査請求人を識別することができる情報は一切記述されていない。 (4) そうすると、文書1ないし文書3に記録された情報は、審査請求人が代表取締役である特定会社Aに係る情報ではあるものの、審査請求人個人を識別することができる情報は含まれないから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。
30-44	答申30（独個）26 「本人の夫の診療録等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」 審査請求人の亡夫の診療記録の開示請求につき、審査請求人は医療過誤を主張するものの、抽象的な可能性の主張にとどまり、その事実関係も全く不明であり、当該診療記録が審査請求人の主張する損害賠償請求権又は慰謝料請求権の存否に密接に関連する情報であるとは認め難いことから、死者である特定個人の個人情報である当該診療記録が、同時に遺族である審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないと判断した例	2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について（略） (2) 本件対象保有個人情報は、特定病院で診療を受けた特定個人（審査請求人の亡夫）の診療に係る記録一切であり、死者である特定個人の個人情報と認められるところ、審査請求人は、「特定病院において特定個人に対して医療過誤があり、審査請求人は、相続人としての損害賠償請求権又は民法711条の慰謝料請求権を有しているので、死者である特定個人の個人情報は、同時に遺族である審査請求人の個人情報となる。」旨主張している。 しかしながら、審査請求人は、特定個人に対する医療過誤を主張するものの、審査請求書や意見書及びその添付資料を見る限り、抽象的な可能性を主張するにとどまり、また、本件対象保有個人情報に特定個人に対する医療過誤に関する情報が記録されているのか、その具体的な事実関係も全く不明であるから、本件対象保有個人情報が、審査請求人が有すると主張する損害賠償請求権又は慰謝料請求権の存否に密接に関連する情報であるとは認め難い。 そうすると、死者である特定個人の個人情報である本件対象保有個人情報が、同時に遺族である審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。
2-15	答申2（行個）85 「本人の夫の労働災害に係る災害調査復命書等の一部不開示決定に関する件」 労働災害で死亡した夫の情報について、諮問庁は審査請求人を本人とす	1 本件対象保有個人情報について 本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人の夫が労働災害で死亡した件についての災害調査復命書及び添付資料である。 処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行ったが、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして全部不開示とすべきであったとして、原処分を結論において妥当として

	る保有個人情報に該当しないとして全部不開示とすべきであったとしていたところ、審査請求人は夫の死亡により労災保険の遺族補償年金の支給決定を受け労働災害に関し損害賠償請求権を取得し得る立場にあり、本件対象保有個人情報は、損害賠償請求権の存否に密接に関連する情報であるとして、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとした例	いることから、以下、まず、審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について検討する。 2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について (略) (3) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件労働災害により死亡した被災労働者の氏名、障害の部位及び傷病名のほか、災害発生状況及び原因並びに災害発生時の状況を撮影した写真、図示した略図、関係法令違反の状況等が記録されていることが認められる。 (略) ウ そうすると、遺族補償年金の支給決定を受けた審査請求人は、本件労働災害に関し、その夫である被災労働者が勤務していた特定事業場に対する損害賠償請求権を取得し得る立場にあると考えられるところ、上記のとおり、本件対象保有個人情報は、本件労働災害の発生状況及び原因並びに本件労働災害が発生したときの状況に関する図等、損害賠償請求権の存否に密接に関連する情報であると認められる。 (4) 上記(3)を踏まえると、本件対象保有個人情報は、死亡した被災労働者についての個人に関する情報であると同時に、その遺族である審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められるので、審査請求人は、本件対象保有個人情報に対する開示請求権を有すると認められる。
3-18	答申3(行個)93 「特定刑事施設が保有する本人の母の診療記録等の不開示決定(保有個人情報非該当)に関する件」 ・ 特定刑事施設で死亡した者が当該施設内で受けた診察等の記録といじめに関する調査記録に記載された保有個人情報について、前者は開示請求者である子の保有個人情報には該当しないとし、後者は法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当するものであり法第4章の規定の適用が除外されるとして、それぞれ不開示としたことを妥当とした例	2 本件対象保有個人情報1の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について (1) 本件対象保有個人情報1は、本件開示請求の時点で既に死亡していた、審査請求人の母である特定個人に係る保有個人情報である。 法12条1項は、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定しており、また、法2条2項は、「個人情報」とは生存する個人に関する情報であると規定していることからすれば、法が開示請求の対象として予定するのは、生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報のみであると解されるが、死者に関する個人情報であっても、それが開示請求者を本人とする保有個人情報でもあると認められる場合には、開示請求者は、自己を本人とする個人情報として当該保有個人情報の開示を請求することができるものと解される。 (2) そこで検討するに、本件対象保有個人情報1は、別紙に掲げる文書1(お亡くなりになられたお母様が、特定刑事施設で受けられた診察等の記録)に記載された保有個人情報であり、審査請求人を本人とする個人情報であるとは認められない。 また、審査請求人は、遺族だからこそ亡くなった原因全てを知る権利があるなどと主張するが、各審査請求書及び各意見書(上記第2の2(1)ないし(5))に記載された内容等に鑑みても、本件対象保有個人情報1が、審査請求人を本人とする個人情報に該当するというべき特段の事情も認められない。 そうすると、本件対象保有個人情報1は、審査請求人を本人とす

		る保有個人情報に該当するとは認められず、審査請求人は本件対象保有個人情報１の開示請求権を有しているとはいえないから、本件対象保有個人情報１につき、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示としたことは妥当である。 ３ 本件対象保有個人情報２に対する法第４章の規定の適用の可否について (１) 本件対象保有個人情報２は、特定刑事施設で作成された特定個人に係る調査記録であることから、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことを前提として作成又は取得されるものであると認められる。 そうすると、本件対象保有個人情報２を開示することにより、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかとなるのであるから、仮に、本件開示請求につき、死者である特定個人を本人とする本件対象保有個人情報２が、審査請求人を本人とする保有個人情報でもあると認められる場合に当たるとしても、本件対象保有個人情報２については、法４５条１項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法第４章の規定は適用されないものと認められる。 なお、審査請求人は、遺族だからこそ亡くなった原因全てを知る権利があるなどと主張しているところ、そもそも、法４５条１項は、同項に規定する保有個人情報については、当該保有個人情報の開示請求等を行う者が本人以外の者であっても、法第４章の規定の適用を除外する趣旨であると解されるのであるから、審査請求人の上記主張は、採用の余地がない。 (２) そうすると、本件対象保有個人情報２は、法４５条１項に規定する保有個人情報に該当し、同項の規定により不開示とすべきものというべきである。
5-39	答申５（行個）５１０６ 「本人の申立てに対する対応に係る特定文書の特定の記載に関する文書等の不開示決定（不存在）に関する件」 審査請求人を本人とする保有個人情報が記録されているとは認められない特定文書における特定の情報や記載に関して更に関連する情報を求める請求について、当該情報は自己を本人とする保有個人情報に該当しないと判断した例	２ 原処分の妥当性について (１) 法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであることから、開示請求権の対象を「自己を本人とする保有個人情報」と規定している。 本件開示請求は「特定文書に記載のある特定記載の記載事実に関する情報、及びこの記載をした者の氏名・役職が分かる情報。」の開示を求めるものである。しかしながら、諮問書に添付された特定文書の記載を確認したところ、審査請求人の氏名その他審査請求人を識別することができる情報は記録されておらず、また、その文脈等から審査請求人と特定記載の対象となった者との関係が明らかであると解し得るような記述なども認められない。 (２) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 ア 本件開示請求とは別途、審査請求人は、自らが申し立てた特定事案について、関係する複数の事業者への立入調査等、中部運輸局の担当課が行った対応の結果が分かる文書に記録された保有個人情報の開示を求めたところ、処分庁は、特定文書を特定し、その一部を開示した。

		本件開示請求は、上記特定文書の特定欄における記載事実に関する情報及び特定記載について、誰がどのように確認してこのような記載をしたのかが分かる文書に記録された保有個人情報を求めるものであり、処分庁は、該当する保有個人情報は存在しないと判断し、不開示とする原処分を行った。 イ 特定文書は、特定行為の疑いがあるとして情報提供があった場合に必要に応じて立入調査を行い、その進捗状況を記載するものとして本省通達に基づき中部運輸局が策定する細部取扱通達に基づき作成されたものであるが、当該情報の提供者に係る保有個人情報を記録すべきものとはされていない。 ウ また、審査請求人による情報提供（申立て）を受けた対応としては、上記イによるものが全てであって、別途、対応の経緯等をまとめたファイル等の中に特定文書が保管されていたという実態も認められなかった。 エ 上記第3の1（1）掲記の保有個人情報開示請求に対する処分では、特定文書を開示の対象としたが、審査請求人の氏名その他審査請求人を識別することができる情報の記載や、審査請求人による申立てに対処するため立入調査等を行ったことが明らかな内容の記述も認められないのであるから、当該処分において特定文書に記録された情報の全てを、審査請求人を本人とする保有個人情報として特定したことは、それ自体、法12条1項に係る解釈が至らなかったことによる誤りであったともいえる。 （3）上記（2）の諮問庁の説明を踏まえて検討すると、本件開示請求は、審査請求人を本人とする保有個人情報が記録されているとは認められない特定文書における特定の情報や記載に関して、更に関連する情報の開示を求めるものである。特定文書にはそもそも審査請求人を本人とする保有個人情報が記録されているとは認められない以上、当該請求が審査請求人を本人とする保有個人情報の開示を求めるものと認める余地はなく、本来、本件対象保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報とは認められないことを理由として不開示とすべきであったと認められる。
6-37	答申6（行個）129、130及び132 「情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベースに収載されている特定の答申書のデータに記録された本人の保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 仮名処理された答申書データの提供を受けデータベースに収載している	2 本件対象保有個人情報の保有個人情報該当性について （1）開示請求の対象となる情報 法76条1項の規定に基づく開示請求の対象となる情報とは、「自己を本人とする保有個人情報」であり、同項における「保有個人情報」とは、法60条1項に規定されるとおり、「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」をいう。 法60条1項における「個人情報」とは、法2条1項に規定されるとおり、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む

	ため、開示請求者本人を識別することができる保有個人情報記録されていないとした原処分について、開示請求者を本人とする保有個人情報該当性を確認する必要がある、これについての照会を、同じ処分庁内の他の部局である提供元にすることで確認可能であり、その照合は容易であったと認められるとして、保有個人情報該当性を認めた例	む。)又は個人識別符号が含まれるもの」をいう。 法2条1項における「他の情報と容易に照合することができ」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」(令和4年1月(令和5年12月一部改正)個人情報保護委員会)において、「行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。」とされている。 (2) 本件対象保有個人情報の保有個人情報該当性 ア 本件対象保有個人情報が記録された本件文書は、情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース(DB)に収載されている特定の答申書のhtmlデータであるところ、当該DBは、情報公開・個人情報保護審査会(審査会)がした答申等を収集・分析し、その結果を検索・閲覧に供するものとして、総務省行政管理局において管理し、インターネット上で公表している。 イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件文書は審査会事務局において仮名処理された上で、DBを保守運用している総務省行政管理局に提供され、DBに収載している答申の内容のデータであり、特定の個人を識別することができる情報が含まれていないこと、また、答申を作成する審査会では個別事案における個人に関する情報等は、担当者以外が閲覧することができないよう厳格な管理がなされており、答申の作成業務に無関係な部局に提供されることはなく、総務省行政管理局が本件文書と審査会が保有する情報とを照合することにより特定の個人を識別することもできないものとなっていることから、当該答申の審査請求人が本件開示請求の開示請求者である審査請求人であるか否かについて、審査会事務局への照会を行っている旨説明する。 ウ この点、DBに収載されている答申の内容は、審査請求人等の特定の個人を識別することができることとなる記述等は除かれており、本件文書に係る答申についても、当該記述等は除かれている。 もっとも、本件開示請求においては、DBに収載されている特定の答申書のhtmlデータに記録された保有個人情報の開示を請求されており、総務省行政管理局において、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当するか否かを確認する必要がある、そのために、審査会事務局に対し、本件開示請求の開示請求者が当該答申書における審査請求人本人であるか否かについて照会をした場合には、これについて審査会事務局が回答することはできるものと認められる。これにより、総務省行政管理局は、同じ総務省内の部局である審査会事務局に照会することで、本件開示請求に係る保有個人情報が、開示請求者を本人
--	---	---

		とする保有個人情報に該当するか否かを知ることができたと認められ、その照合は容易であったものと認められる。 したがって、本件対象保有個人情報は、法60条1項に規定する個人情報であり、法2条1項に規定する「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」ものであると認められるので、他の情報との照合と識別を行った上で、改めて開示決定等をすべきである。
6-38	答申6（行個）192ないし195 「本人の夫に係る労災給付支給決定に係る調査復命書等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」 本人の夫が生前に不支給決定を受けた労災保険給付請求について、審査請求人である妻が、当該不支給決定に対する審査請求人適格を有さないこと等を踏まえ、夫による労災保険給付請求に対する不支給決定に係る関係書類について、妻の本人情報該当性を認めなかった例	2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について（略） （5）以上を踏まえ検討する。（略） イ 本件対象保有個人情報は、被災労働者の労災保険給付の請求権の行使に関わる情報であると認められるところ、上記（4）の諮問庁の説明によれば、本件においては、審査請求人は、被災労働者が生前に請求した療養補償給付に対する不支給処分に係る審査請求人適格を有しているとは認められないことから、被災労働者の労災保険給付の請求権の行使に関わる情報である本件対象保有個人情報についても、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。 ウ したがって、本件対象保有個人情報が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないことから、審査請求人は、本件対象保有個人情報に対する開示請求権を有するとは認められない。
6-39	答申6（行個）5014「本人の被相続人である特定個人に係る特定期間の医療情報等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」 当該保有個人情報は、特定個人Aが特定施設に収容されてから死亡するに至るまでの収容状況、健康状態及び医療的措置その他の処遇内容等についての具体的かつ詳細な記録等であると認められるから、同人が死亡した場合に、相続人である特定個人Bが取得し得る損害賠償請求権の有無及び内容・程度等の判断を基礎付ける事実に関する情	2 本件対象保有個人情報の特定個人Bを本人とする保有個人情報該当性について（略） （3）そこで検討するに、当審査会において、諮問庁から提示を受けた本件対象保有個人情報を確認したところ、その内容は、特定個人Aが入国者収容所大村入国管理センターに収容されてから死亡するに至るまでの同人の収容状況、健康状態及び同人对する医療的措置その他の処遇内容等についての具体的かつ詳細な記録等であると認められるから、本件対象保有個人情報は、特定個人Aが死亡した場合に、相続人である特定個人Bが、相続により、又は固有のものとして取得し得る損害賠償請求権の有無及び内容・程度等の判断を基礎付ける事実に関する情報であって、その中に特定個人Bを識別できる内容が含まれていないとしても、同人の権利に密接に関連する情報である。また、本件では、既に国家賠償請求訴訟が係属中であるが、本件におけるような死亡事案が発生した際に、遺族が損害賠償請求訴訟を提起することは珍しいことではないところ、特定個人Bが特定個人Aの相続人であることは本件開示請求の際に提出された証明書類から容易に判明したのであるから、本件においては、処分庁にとって、特定個人Bが、特定個人Aの死亡事案について、相続により、又は固有のものと

	報であって、その中に特定個人Bを識別できる内容が含まれていないとしても、同人の権利に密接に関連する情報であるなどとして、特定個人Bにとって、自己を本人とする保有個人情報に該当すると解すべきであるとした例	して損害賠償請求権を取得し得る立場にあると判断することが困難であったとは認め難い。 以上のような本件対象保有個人情報と特定個人Bの関係に関する個別的事情を総合して判断するならば、本件対象保有個人情報は、特定個人Bにとって、自己を本人とする保有個人情報に該当すると解すべきである。
6-40	答申6（行個）5015「本人の被相続人である特定個人に係る特定期間の医療情報等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」 当該保有個人情報は、特定個人Aが特定施設A（なお、同人は、そこから特定施設Bに移送され、同所に収容中に死亡した。）に収容されていた際の収容状況、健康状態及び医療的措置その他の処遇内容等についての具体的かつ詳細な記録等であると認められるが、移送先の特定施設B収容中に特定個人Aが死亡する約3年前までの記録であり、同人の死亡原因が飢餓死であるとされていることなども踏まえると、同人の死亡により、相続人である特定個人Bが取得し得る損害賠償請求権の有無及び内容・程度等の判断に係る情報ではあっても、同人の権利に密接に関連する情報であるとまでは認められないなどとして、特定個人Bにとって、自己を本人とする保有個人情報に該当するとはいえないとした例	2 本件対象保有個人情報の特定個人Bを本人とする保有個人情報該当性について （1）法12条1項は、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることと規定しており、また、法2条2項は、「個人情報」とは生存する個人に関する情報であると規定していることからすれば、法が開示請求の対象として予定するのは、生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報のみであると解されるが、死者に関する情報であっても、それが開示請求者（本件の場合、特定個人B。以下同じ。）を本人とする保有個人情報でもであると認められる場合には、開示請求者は、自己を本人とする保有個人情報として、当該保有個人情報の開示を請求することができるものと解される。 そして、ある情報が、自己を本人とする保有個人情報に当たるか否かは、当該情報と当該個人との関係を個別に検討して判断すべきものである。 （2）当審査会において、諮問庁から提示を受けた本件対象保有個人情報を確認したところ、その内容は、特定個人Aが大阪出入国在留管理局（なお、同人は、そこから入国者収容所大村入国管理センターに移送され、同所に収容中に死亡した。）に収容されていた際の同人の収容状況、健康状態及び同人に対する医療的措置その他の処遇内容等についての具体的かつ詳細な記録等であると認められるが、本件対象保有個人情報は、移送先の上記大村入国管理センター収容中に特定個人Aが死亡する約3年前までの記録であり、同人の死亡原因が飢餓死であるとされていることなども踏まえると、同人の死亡により、相続人である特定個人Bが、相続により、又は固有のものとして取得し得る損害賠償請求権の有無及び内容・程度等の判断に係る情報ではあっても、同人の権利に密接に関連する情報であるとまでは認められない。また、本件対象保有個人情報の中に特定個人Bを識別できる内容が含まれていることもうかがえない。そうすると、本件における他の事情を考慮しても、本件対象保有個人情報と特定個人Bの関係に関する個別的事情を総合して判断するならば、本件対象保有個人情報は、特定個人Bにとって、自己を本人とする保有個人情報に該当するとはいえず、他にこれを覆すに足る事情はない。 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法1

		2条1項に規定する特定個人Bを本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は特定個人Bを本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、妥当であると判断した。
--	--	---